

●香川県告示第14号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立<sup>しん</sup>てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、丸亀市都市整備部建設課において平成26年1月14日から10年間閲覧に供する。

平成26年1月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

平成26年1月6日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

丸亀市土地開発公社

丸亀市大手町2丁目3番1号

理事長 徳田 善紀

丸亀市土器町東7丁目598番地8

3 埋立区域

(1) 位置

丸亀市昭和町29番、23番1、36番地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち⑦の地点から⑥の地点を順次結んだ線及び⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成17年秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

|      |   |
|------|---|
| ⑦の地点 | 二等三角点下真島（北緯34度18分7.6605秒、東経133度45分52.6889秒）から<br>129度58分27秒、925.70メートルの地点 |
| ⑥の地点 | ⑦の地点から151度43分51秒、39.80メートルの地点   |

(3) 面積

104,916.37平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成18年3月22日

(2) 免許番号

17港湾第51091-6号